

白子町犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、白子町犯罪被害者等支援条例（令和7年白子町条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 傷害 犯罪行為により受けた負傷又は疾病のうち、医師の判断により当該負傷又は疾病の療養に1月以上を要し、かつ、病院又は診療所への入院を3日以上要したものをいう。
- (3) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は傷害で、被害届出を警察に受理されているもの又は被害届出を警察に提出することが困難であると町長が認めたものをいう。
- (4) 犯罪被害者 犯罪行為により害を被った者で、町内に住所を有する者（当該犯罪行為が行われた時において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本町が備える住民基本台帳に記録されていた者に限る。）をいう。

(見舞金の支給対象者)

第3条 条例第7条に規定する、見舞金の支給対象者は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族（以下「遺族」という。）であって、次のアからウまでのいずれかに該当する者
 - ア 死亡した犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - イ 死亡した犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

ウ 前イに該当しない死亡した犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(2) 傷害見舞金 犯罪行為により傷害を負った犯罪被害者本人

2 遺族見舞金の支給対象者となる遺族の順位は、前項第1号ア、イ及びウの順序によるものとする。この場合において、同号イ及びウに掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該イ及びウに掲げる順序によるものとし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族見舞金の支給対象者となる同順位の遺族が2人以上いる場合には、遺族代表者届出書（別記様式第1号）により、遺族の代表者を選任し、その遺族の代表者が遺族見舞金の申請、請求及び受領についての支給対象者となるものとする。

(見舞金の額)

第4条 見舞金の額は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 遺族見舞金 30万円

(2) 傷害見舞金 10万円

2 傷害見舞金の支給を受けた者が、当該傷害見舞金の支給に係る犯罪行為に起因して死亡した場合は、前項第1号の規定にかかわらず、同号に規定する遺族見舞金の額から当該支給を受けた傷害見舞金の額を控除して得た額を遺族見舞金の額とする。

(見舞金の申請)

第5条 遺族見舞金の支給を受けようとする者は、犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書（別記様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

(1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し

(2) 遺族見舞金の支給を受けようとする者と犯罪被害者との続柄が確認でき、当該者が第3条の支給対象者であることを証明することができる戸籍の謄本又は抄本

(3) 遺族見舞金の支給を受けようとする者が犯罪被害者との婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情があつた者であるときは、その事実を確認することができる書類

(4) 申請者本人を確認することができる書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 傷害見舞金の支給を受けようとする者は、犯罪被害者等見舞金（傷害見舞金）支給申請書（別記様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

(1) 犯罪行為による負傷又は疾病の状態及び療養に要する期間が確認できる医師の診断書又はその写し

(2) 申請者本人を確認することができる書類

(3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 前2項の規定による申請は、当該犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、犯罪行為による被害の状態により申請が困難であるとき、その他の当該期間内に申請をしないことについてやむを得ない理由があると町長が認めたときは、この限りでない。

（見舞金の支給決定）

第6条 町長は、前条第1項又は第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、見舞金の支給の可否を決定し、犯罪被害者等見舞金支給（不支給）決定通知書（別記様式第4号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

（見舞金の請求）

第7条 前条の規定により見舞金の支給の決定を受けた者が見舞金を請求しようとするときは、犯罪被害者等見舞金請求書（別記様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（見舞金の支給決定の取消し等）

第8条 町長は、第6条の規定による見舞金の支給の決定通知を受けた者が偽りその他不正の手段により見舞金の支給の決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すとともに既に支給した見舞金の額に相当する額を返還させることができる。

2 前項の規定により見舞金の支給決定を取り消されたときは、犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

（支給の制限）

第9条 町長は、犯罪被害者が次のいずれかに該当する場合は、見舞金の支給を行わないことができる。

(1) 犯罪被害者又は遺族の代表者が、他の市町村から当該見舞金及び助成金と同種の

支給を受けているとき。

(2) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他犯罪行為につき、犯罪被害者にもその責めに帰すべき行為があったとき。

(3) 犯罪被害者又は第1順位の遺族が、次のいずれかに該当する行為（イに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）であるとき。

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

(4) 犯罪被害者又は第1順位の遺族が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者であるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又はその家族若しくは遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切ではないと認められるとき。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行し、施行の日以後に行われた犯罪行為に起因する犯罪被害について適用する。